

## 171-衆-財務金融委員会-17号 平成21年04月16日

○犬飼参考人 ただいま御紹介いただきました早稲田大学法学学術院の犬飼と申します。

本日は、金融商品取引法の一部を改正する法案の御審議に際しまして、金融ADR制度等に関して意見を述べさせていただくこと、大変に光栄に存じております。

私自身は、昨年早稲田大学教授に就任いたします前に、内閣府所管の総合研究開発機構、NIRAというシンクタンクに在籍をいたしまして、二〇〇三年から二年間、市場、特に金融資本市場を取り巻く諸制度、システムにつきまして、そこに参加する市民とユーザーの側に立ったグランドデザインに抜本的に変えていく必要があるというふうを考えまして、NIRAが主催し、早稲田大学が共催するプロジェクトを実施してまいりました。

具体的には、本来日本に備わるべき包括的、横断的な金融サービス市場法制のグランドデザインというものを提言しようというかなり壮大なプロジェクトであったわけですが、個人を対象とする金融紛争解決制度についても、いわば広義の法制度システムの一環といたしまして市場インフラの不可欠の要素であるということですので、そのあるべきグランドデザインを提言しようと、当時から進んでいると言われていた英国の金融オンブズマン制度等もかなり突っ込んで調査をいたしました。

ここで、個人が申し立て者となる少額の金融関連の紛争の場合に、金融ADR、裁判外紛争解決制度がなぜ不可欠かということですが、その点についての議論自体、日本ではつい最近まで余りなされていなかったというふうに思います。それは、金融機関等に比べまして相対的に弱い立場の個人が行う少額の紛争に、裁判、訴訟制度に不可欠の事実認定や法令解釈の厳密性を適用すること自体無理がございますし、裁判では費用や時間がかかる場合が多い。プライバシーも保てないこともある。

また、金融関連の各業界団体が主催をいたします相談窓口や苦情処理機関もございますが、中立性、公正性の面で、利用者から見て多くの場合、信頼の面で問題なしとしない、または使いづらいということがございます。公正かつ妥当な、簡易、迅速、柔軟な第三者的紛争解決手段が存在しないこと自体、これがずっと日本における問題であったのではないかとございます。

有効で実効性の高い紛争解決制度が存在するという事は、結局、一義的な制度維持のコストを金融機関が負担したとしても、金融機関と市場への信頼が生まれて、市場のコスト、客先が負担するコストや不確実性が最小限になりますので、市場を活発化させることができますし、お金を市場に呼び込むことができます。その好循環の中で業者が潤うということで、結局、市場を担っていけるということになります。

我々がお手本にいたしましたイギリスの紛争解決制度には、結局、金融関連業界みずからが、一九八〇年代初めから多くの試行錯誤を繰り返しながら工夫を重ねまして、よりよい制度をつくり出していったという伝統が生きているということが言えると思います。経験を通じて、有効で実効性の高い紛争解決制度の存在価値をみずから理解していったとい

うことであると思います。

英国の経験からわかりましたことは、金融サービス業者と金融サービス利用者の双方に信頼される紛争解決機関の実現というものは、金融資本市場全体の信頼性と利便性を高め、利用者全体にとって魅力ある市場を構築するための重要なインフラストラクチャーになるということでございます。

そして、そういう観点を踏まえまして、NIRAの研究成果として、二〇〇五年の春に、金融サービス業者に対して片面的拘束を課した制度として、実効的金融ADR、裁判外紛争解決制度設置の提言を行ったものでございます。

なお、片面的拘束とは、紛争当事者の双方の経験や知識のレベル、あるいは対応力の歴然たる差というものを背景といたしまして、制度的な調整を加味することが真の意味の公正につながるということを意味していると考えます。言いかえると、ハンディをつけることがフェアになるという理念が重要ということでございます。

本日御審議をいただいております金融ADR、指定紛争解決機関の創設の法案は、その理念を共有し、大前提として組み立てられているというふうに感じております。そして、それをベースに制度の実効性を高めるための工夫がなされているというふうにも感じております。それは、四年前に我々が行った提言の実現に必要な前提条件の立法化でありまして、不可欠の前向きの一里塚であるというふう考えられます。

話は前後しますが、私は、提言を行った二〇〇五年以降も一貫して金融ADR、金融オンブズマン研究をしまいましたが、今からちょうど二年前に、我が国の金融紛争解決制度の問題含みの状況がずっと続いていたことにかんがみまして、我が国のさらなる制度改革に資するには二〇〇五年に行った提言だけでは不足であり、専門家の手によって我が国にフィットする金融専門ADR機関のあるべきモデルとその実現手段のあり方にまで踏み込んだ具体的な提言を策定して、それを金融機関、政府・金融庁、また立法府の方々にお訴えをする必要があるのではないかと考えるに至りました。

具体的には、第三者的な任意団体として、一昨年、二〇〇七年の四月十八日に金融ADR・オンブズマン研究会を立ち上げましたが、その趣旨に御賛同いただいた二十二名の弁護士、二名の司法書士、メディエーション専門家一名と私、そういう二十六名のメンバーで、一昨年四月から一年半、非常に密度の高い研究調査を継続し、昨年十一月二十八日に百五十六ページの提言を發表させていただきました。

この提言は、各方面から前向きの評価をちょうだいしましたが、金融庁の方々にも詳しく御参照いただき、十二月三日の金融審議会と十二月二十四日の金融トラブル連絡調整協議会の場で参考資料としてそれぞれ席上配付いただき、金融庁の担当官より概要を説明いただきました。民間の一任意団体の提言がそのような公式の場で紹介をいただくというのも異例のことでなかったかと存じます。恐らく、我々の提言の中には、制度創設に必要な理念、原則と、具体的な制度の進化、発展に合わせた手続のあり方、そこまで具体的な提案をさせていただいたことを評価いただいたのではないかと思います。

それでは、その提言のポイントをかいつまんで申し上げます。

個人が申し立て者となる少額紛争では、事実の認定や法令解釈の厳密性等に強くこだわることなく、良識に即した柔軟な解決、比喩的に言えば大岡裁きのようなイメージですが、これを迅速簡易に実現する金融専門の裁判外紛争解決が求められます。

あるべき金融専門ADR機関は、金融サービス紛争の解決について、柔軟性、迅速性、簡易性、専門性及び質の確保、そしてアクセスの容易性、横断性、公正性、その公正性には独立性と透明性を含みますけれども、並びに秘密性の八つの要素、すなわち設計理念を備えていることが必要でございます。日本は制度をつくる場合形から入る傾向があるように感じられますが、制度の理念、原則について関係者の間でしっかりした考え方を共有しておくこと、これが重要であると思われまます。

また、実現への具体的な現実的ステップとして、十八の業界団体がそれぞれ苦情処理機関、業界型ADRを有している日本の現状から、業界横断的な単一の金融専門ADR機関の創設を究極の目的としつつも、リアリスティックな実現プロセスが必要と考えまして、四段階の段階的なプロセスについて、概要を同時に示させていただいております。

今回の法案の御審議に関して、一元的、横断的なADRと業界縦割りの現行のADRについて、どこが違うのか、またどういう発展形を考えているのかという御議論もあるかと存じますが、今回の法案は、現状を踏まえた理想の実現への一里塚であり、この点に関して、将来、我々の四段階ステップの考え方も参考にしていただけないかと考えております。

そして最後に、結びといたしまして、金融機関も金融サービス業者にとっても、個人の信用、信頼が非常に重要でございます。それを失わない制度構築というものが重要ということで述べさせていただいております。

最後に、今回御審議をいただいております法案と申しますのは、金融業界をまさに本気にさせるきっかけになり得る法案ではないかというふうに思います。そういう極めて重要な要素をこの法案に含んでいるというふうに考えます。その意味で、今後の制度のさらなる発展のための不可欠の一里塚として、前向きにとらえてよいというふうに考えてございます。

以上でございます。(拍手)

○盛山委員 おはようございます。衆議院議員、自由民主党の盛山正仁でございます。

順次、参考人の先生方にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず、犬飼先生にお尋ねをしたいんですけども、犬飼先生は、長らく金融のADRに携わってこられて、今回の法案も評価されるというような御発言もありましたけれども、ずっと問題意識を持ってこの分野の提言その他をまとめてこられて、そしてこういう形の法案がまとまるということで、それなりに感慨が深い、ここまでようやくやってきたな、持ってきたなというふうにお感じになっておられるんじゃないかと思うんです。

先生の今のお話の中にもありましたけれども、その枠組み、システムをつくるというのは大変大事なことだと思うんですけども、枠組みをつくるだけではなかなか実際にうまく機能しない。特に、少額の紛争であり、あるいは一般の小規模の投資家の方にとって、敷居が高くない、使いやすい、そういうような制度にしていくもの、また、中立性、公正性という点で、安心できる、信頼の置けるもの、こういったことにしていくためには、さっきの先生のお話の中にも、証券業界、金融業界として、金は出すが口を出さない、そうやって信頼を高めていっていただくことが大事なんじゃないか、そんな御発言があったかと思います。そのあたりについて先生の御意見を再度お伺いしたいと思います。

○犬飼参考人 盛山先生、御質問ありがとうございます。

盛山先生のおっしゃるとおりだというふうに思っておりますが、まず、今回の法案に關しましては、先ほど来申し上げましたように、究極の理想を実現するための一里塚として必要なものであるという理解でございます。そういう意味で、ようやくここまで来たかという感慨を同時に持っているということも、そのとおりでございます。

ただ、今回の法案については、必要なステップであるとは思いますが、先ほど来申し上げておりますように、日本においては何事も箱物の議論から入る、そういう傾向が非常に多いのではないかというふうに考えております。ある意味、今回の法案も、箱物をどうするか、新しい指定紛争解決機関、これをどうつくるかという法案でございますので、まさしくその一環であるということでございます。

実は私、九〇年代からずっとイギリスの制度等を見ておりまして、具体的には、二〇〇〇年の金融サービス市場法のもとで、FOS、フィナンシャル・オンブズマン・サービスといいますけれども、これが具体的にできて、横断的な金融紛争を解決するための制度というものができた。そのできるまでの道筋、これは一九八一年から二〇〇〇年まで大変な時間がかかっているわけですが、そういうものを見ておりまして、やはり感ずることがございます。それは、箱物の議論だけではなくて、その制度構築に実は金融機関の方がかなりまじめにといいますか真剣に携わってきたということでございます。

例えば、イギリスのFOSの金融オンブズマンの制度は、実は、金融オンブズマンの方に紛争が来るその前に、確実に金融機関の方でその事前のプロセスをきちっと処理というか対応をしなければいけないということが義務づけられておりまして、要すれば、金融紛争を解決する制度だけの問題ではなくて、その前に、金融機関、金融サービス業者の方で、顧客のクレームとか苦情とか紛争とか、そういうものにどう対応するかということが、実はセットでその解決策が図られている。これは長年の試行錯誤を繰り返したことによる成果であると思っておりますけれども、そういうことがきちっとできている。

その成果が、実は、ISOの10001から10003、突然ISOが出てきて恐縮でございますけれども、皆様御存じのISOというのは、本来的には、機械であるとかねじであるとかばねであるとか、そういうものの品質保証をどうするかというところで使われ

るものでございますけれども、マネジメントシステム等でもISOというものが非常に重要になってございまして、例えばISOの10000シリーズでは、今申し上げた、金融機関、業者の立場から見たときの紛争解決のあり方が10002、そして10003では裁判外の、要するに組織外の、金融機関外の第三者的な紛争解決機関がどうあるべきかということの指導理念というか手続も含めたひな形というか、そういうものがちゃんとできております。日本もそういうものを使うようになりつつございますけれども、全体として見ると、まだなかなかそこまで行っていない。

そして、もう一つ重要なことは、この二十数年間、イギリスでこの制度の改善、構築が行われた中に、例えばイギリスの銀行協会ですと、銀行協会の中のいわば協会内の指導理念と申しますか、これをきちっと書き込んでいる。これはコード・オブ・コンダクトというふうに呼んでおります。銀行の個人顧客のためのコード・オブ・コンダクト、そして法人顧客のためのコード・オブ・コンダクトというものが、まさにこの二十年来、非常に発展を遂げております。そして、そこで言われているのがフェア・アンド・リーズナブルの原則、フェアネスコミットメントというものがきちっとございます。これは実は、金融オンブズマンの背景にあるプリンシプル、そういうものと非常に整合的でございます。

すなわち、何が言いたいかといいますと、箱物の議論で、金融ADRの機関をどうするかということも大事ですけれども、それを実際に使う当人である金融機関の方も、その発展と同じくらい、あるいはそれ以上の発展というか内部的な体制の整備というものがイギリスでは行われているということでございます。

以上です。

○鈴木（克）委員 民主党の鈴木克昌でございます。まず冒頭、私からも、四人の参考人の皆さん、本当にきょうは早朝からありがとうございます。また、貴重な御意見を聞かせていただいたことに心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、私も、限られた時間ではありますが、少しお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、犬飼参考人ではありますが、NIRA時代から私も大変御指導いただいております、本当にありがとうございます。金融サービス市場法について、犬飼先生がどれだけ情熱を傾けてやってみえたかというのは、私も、そばで若干拝見をさせていただいて、本当に重ねて敬意を申し上げたいというふうに思います。

そういうところで、きょうお越しをいただいて、ADR制度についてお話をいただいたわけではありますが、釈迦に説法でありますけれども、いずれにしても、各業界の垣根が低くなって、そして本当にトラブルが多くなったということだというふうに思います。それを解決するというのは、まさに今、消費者もそうでありますし、本当に多くの国民が望んでいるところだというふうに思っていて、そういう意味で、今回のこの法案について、私もしっかりと議論をさせていただきたいなというふうに思っております。

先ほどのお話を伺っておって、先生は、究極の理想への一里塚だということは何遍もお

っしやったというふうに思うんですけども、その辺からまずお伺いをしたいんですが、まず、究極の理想はどういうものであるのか。そして現在は、その一里塚というのは、なぜ一里塚なのか。我々は、例えばもっと先を審議することができないだろうか、率直にそういうふうな疑問を思うわけでございます。

いずれにいたしましても、イギリスでは金融オンブズマンという言い方だというふうに前にお目にかかったときに伺いました。金融ADRと金融オンブズマンの若干の差、その考え方の違いをお教えいただきたいし、具体的には、やはりイギリスの金融ADRと今我々が審議しておるADRがどこがどういうふうに違うのかということも含めて、先ほど十分という限られた時間で恐らく言い足りなかったところがあるんじゃないかなと思いますので、ぜひひとつ聞かせていただきたいと思います。

○犬飼参考人 鈴木先生、御質問ありがとうございます。本当にありがたい御質問をいただきまして、感謝申し上げます。

まず最初の御質問であります、究極の理想とはどういうものか、そして、なぜ今回の法案が一里塚なのかというところでございます。

究極の理想というのは、私、八〇年代後半から六年以上イギリスに仕事で在籍をいたしまして、商社の資金調達の担当ということで当時はロンドンにおったわけですけども、それ以来、非常に使い勝手のいい金融市場というものがロンドンにあるということで、大変に注目をしておったわけでございます。

その間、一九八〇年代に金融サービス法ができて、そして二〇〇〇年には金融サービス市場法ということで発展をしていった。そういうイギリスの法制度の発展の歩み、そして、法制度だけではなくて、実際に、ユーザーとしての発行体、社債の発行体、あるいは金融機関であるとか投資家であるとか、そういう人たちが非常に発展をしていったということを見ておまして、日本もイギリスみたいにならないのかなと、非常に単純にそう思っていたわけです。そして、どんどんそれを見ていくうちに、やはり、先ほど申し上げましたように、横断的で包括的な金融サービスの市場法、これが必要だなという確信を持つに至りました。

これは、発展段階としてはイギリスも同じだったんですけども、縦割りの業法みたいなものがありまして、それがどんどん、発展していく過程で非常に横断的なものになっていった。日本も、銀行法や証券取引法やいろいろな縦割りの業法があったわけですけども、それが、銀行法とか保険業法はもちろん今も残っておりますけれども、証券取引法を主体にして、今般、一年半前に施行された金融商品取引法でもってかなりの横断化ができたということでございます。したがって、その横断化というものが実はまだ発展途上にある。

これをどこまでできるかというのは非常に難しいんですけども、法律を全部一緒にすればいいということでも必ずしもないんですが、やはりおっしゃいますように、顧客が広

範な多様な金融商品を求め、そしてその金融商品を売って終わりではなくて、売ってから五年、十年、二十年と金融商品とつき合い続けなければいけない、そういう状況があるわけでごさいます、しかも、その金融商品というものは、グローバリゼーションの世の中で世界的に整合性が出てくる、世界的な競争あるいは関係というものがグローバルで出てくるということになりますと、やはり法律のあり方も、横断的、包括的にしていかなければいけないということでごさいます。より包括的、横断性の高い法規制システム、そういうものを理想と考えております。

実は、今回御審議中のものも、そういう法制のあり方と非常にシンクロしながら発展をしていくべきもので、金融紛争解決の制度自体だけを抜き出して横断化しろといっても、これは無理なんですね。したがって、法制のあり方とどこまでシンクロしながら今後それをよくしていけるかというところが非常に重要で、非常に大きい課題でごさいますので、一言でなかなか言いにくいんですけども、そういう意味でごさいます。

なぜ一里塚かというのは、全体の法制のあり方との兼ね合いで一里塚と言わざるを得ないということでごさいます。

それと、金融ADRとオンブズマンの差ということでごさいますけれども、実は、金融ADRというのはようやく日本に名前として根づいてまいりました。ADRは何かというと、オルタナティブ・ディスピュート・レゾリューション、これは代替的な裁判外の紛争解決手段。代替的というのは何かというと、裁判にかわるものという意味だろうと思います。

ただ、特にイギリス、欧州の方と話をしていると、金融ADRということはほとんど言わないんですね。やはり金融オンブズマンなんです。なぜ金融オンブズマンかというと、もともと、個人を主体とする少額の争いについては、裁判制度を使うということは初めから考えるべきではないんだという信念があるわけです。要するに、そういうものは使うべきではないんだと。したがって、代替的ではない、オルタナティブではないんだという意味で、ADRのAという言葉をあえて避けている。

ただ、日本においては発展段階でごさいますので、ADRは使いませんよというわけにもいきません。逆に、オンブズマンという言葉の響きがまた別の意味をちょっと日本ではあらわすようなところもありますので、非常に難しいんですが、まずはADRということで、次の発展段階としてはやはり金融オンブズマン、金融だけではありませんけれども、オンブズマンという言葉が普通に使えるような状況をつくっていくことが重要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○鈴木（克）委員 ありがとうございます。

十年前からこういった問題に本当に取り組んでみえて、ある意味では、先ほどの一里塚じゃありませんけれども、こういう状況が出てきたというのはいろいろな意味で、参考人

にとっても非常に展望が開けてきたというか、こういう時代が来たということを恐らく高く評価しておるといふふうにおっしゃったのではないかな、このように思っております。

私は、もう一点聞きたかったのは、十年前にそういった提唱をされたけれども時期尚早だということだったというお話をお聞きしたかったんですが、それはそれとして、また次の機会に聞かせていただければありがたいな、このように思っております。

あわせて、時間もあれですけれども、原参考人、犬飼参考人に簡単にお答えをいただければいいんですが、一番大事なのは、やはり中立性とか公平性ということだと思ふんですね、このADRの制度。この辺で、本当に利用者が納得されるようないわゆる紛争解決をすることができるのかどうか、また、今の現状をごらんになってそれが可能かどうかということと、それから、こういうところをぜひ留意してくれというような御意見があれば、お聞かせをいただきたいと思ひます。

まず犬飼参考人、原参考人の順でお願いしたいと思います。

○犬飼参考人 改めて御質問ありがとうございました。

せっかくですので、私がイギリスの制度の発展の中で調べまして、私だけではありませぬけれども、同僚も一緒に調べたわけですけれども、その中でどういうポイントがあるのかというのを御披露させていただければというふうに思ひます。

一九八一年にイギリスで保険オンブズマンが最初にできたんですけれども、それ以来、どういうポイントを彼らは重要視していたのか、今のFOS、フィナンシャルオンブズマンも同様に持っているポイントですけれども、申し上げます。

当時のオンブズマンは、「中立性確保のために学者、消費者団体関係者及び保険業界出身者から構成される評議会がオンブズマンを任命し、紛争解決規程を作成することとされており、以下の特徴を有していた（これらの特徴は以後の英国におけるオンブズマン制度に共通する。）」ということで、三点ございます。

「一 オンブズマンの裁定は業者のみを拘束し、苦情申立人は裁定内容に不満がある場合には裁判所に改めて訴えを提起することができる。」さっき申し上げた片面的拘束力というのはそれですね、そういう特徴がある。

もう一つ、「裁定をなす判断基準は「何が公正かつ妥当か」、フェア・アンド・リーズナブルということですのでけれども、「という点にあり、法規にとらわれることなく、先例や証拠法則にも拘束されない。」さっきからフェア・アンド・リーズナブル、公正、妥当ということを普通に申し上げておりますけれども、その言葉に大変に深い意味があるということでございます。

「三 オンブズマンは紛争解決手続を裁量的に進めることができ、状況に応じて助言、調停、非公式な勧告、裁定等を使い分けることが可能である。但し、苦情申立者が相手方たる業者等が自ら用意する内部的な苦情解決手続を既に利用したことをオンブズマンによる苦情解決手続の開始要件とする。」

ということで、そういう基準というものは、一たん定めたらそれを守り続けて現在まで至っているというところが、制度の安定的な発展の基礎になるということではないかと思えます。

以上です。

○石井（啓）委員 おはようございます。公明党の石井啓一です。参考人の先生方には、きょうは早朝から大変ありがとうございます。

それではまず、犬飼参考人にお伺いいたしますけれども、先ほど犬飼参考人の陳述の中では、将来的には、業界横断的な単一の金融ADRというのが将来の理想である、ただ、その理想に向けて、今回の法案に位置づけられている金融ADRというのは前向きの一里塚である、こういう御評価をいただいたと思えます。

先生の陳述の中で、将来に向けて四段階のステップがあるというふうにお話をしていたいただきましたが、将来の理想的な業界横断的な金融ADRに向けての四段階のステップについて、この際もう少し詳しく御説明をいただけたらと思ひまして、よろしくお願いを申し上げます。

○犬飼参考人 石井先生、御質問大変ありがとうございます。先ほど御説明したかったんですが、時間の関係でできませんでした。御配慮大変ありがとうございます。

その四段階のステップについて簡単に御説明をさせていただきます。

まず最初の段階ですが、既存の各業界型金融ADR機関において、我々の提言に沿って、その理念等を可能な限り取り入れて制度改善を図る自己改革を期待したい。その自己改革は、それだけでも、良識に即した柔軟な解決を迅速簡易に実現するという目標に向かった大きな前進につながるということで、自己改革のステップをまず第一と位置づけております。

その自己改革のステップというのは、今般の法改正によって自己解決を迫られるといたしますか、本気にさせられるような状況がまさに出てきたというふうに感じております。

第二のステップですが、次に、設計理念を共有するに至った複数の業界型金融ADR機関が共同して、準備委員会、連絡協議会のような、金融オンブズマン機構設立を最終目標とする新組織を創立する。新組織は、苦情等の統一受付窓口を構築し、徐々に統一窓口を拡大する。さらに、新組織は、金融オンブズマン機構が採用すべきモデル基準を作成し、各既存金融ADR機関等に対しモデル基準の採用を奨励する。これが第二ステップです。

第三ステップとしては、そのモデル基準を満たしている既存金融ADR機関の間のネットワークを構築し、一種のフランチャイズを実現することにより横断性の深化を図っていく。

最後の第四ステップとしては、適切な状況下でネットワークに所属する組織が統合されれば、単一組織によるワンストップ型の業界横断的な統合金融専門ADR機関へと移行す

ることになる。これが本提言の最終的な目標である金融オンブズマン機構であるというふうに提言をさせていただいております。

以上が四段階でございます。

○佐々木（憲）委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。参考人の皆さん、大変御苦勞さまでございます。貴重な御意見をありがとうございます。

まず、犬飼参考人にお伺いをいたします。

ある雑誌にこのように書かれておられるわけですが、全体として見ると日本の金融サービスにかかわる相談や苦情対応、紛争解決はばらばらで不十分で、個人など利用者の立場からは使い勝手が悪い、問題が起こったときに相手の金融機関に相談しても泣き寝入りとなる、一つの金融機関の窓口であらゆる種類の金融商品が販売されているため、苦情を受けてもそこだけでは対応できないということで、二回、三回たらい回しにされる、このような実情を指摘されまして、やはり包括的で機能横断的な金融専門ADRによる紛争解決が望ましい、こういうふうに指摘をされて、私もそのとおりだと思うんです。

今回の法案の中身は、先生の立場から見てどの程度の段階にまで来ているのか、その辺の評価をまずお聞かせいただきたいと思います。

○犬飼参考人 佐々木先生、御質問ありがとうございます。また、私の書いたものをお読みいただいて、本当に恐縮でございます。

御質問でございますが、包括的、横断的なADR、望ましいものとしてそういうものがあるわけですが、では、今回の法案の中身というのはどこに当たるのか、どの辺なのかという御質問であります。

先ほど来、何回か私御返答申し上げたんですけれども、非常に重要な一里塚であるという言い方をさせていただいております。第四コーナーでないことは確かですけれども、第一コーナーなのか第二コーナーなのか、そこは非常に難しい問題と思います。ただし、これをやらないとその次のステップに行かないという意味においては、極めて重要なステップ、これが今回法案の中身に入っているという理解でございます。

そういう意味でいうと、縦割りのADR、そのまま残しているではないかということではありますけれども、法案をよくお読みいただきますと、今回の指定紛争解決機関というのは、必ずしも縦割りの、特殊な業界の、ある業界部分のADRのみをやるということだけでなくもいいわけですね。これは非常に重要な進展だと思いますけれども、その、新設かどうかわかりませんが、手を挙げて指定機関となるADR機関が、やる気さえあれば横断的な業種、業態のADRを引き受けることも、実際、今回の法案でも可能になっております。そういう意味において、これは非常に重要な進展ではないかというふうに評価している次第でございます。

以上です。